

随意契約結果一覧（令和5年度）

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
オホーツク 紋別空港管 理事務所	摩擦係数測定装 置点検整備	令和5年8月1日	株式会社サー シスジャパン 横浜市青葉区 藤が丘1丁目 8番地11	2,341,742円	<p>今回点検整備を行う摩擦係数測定車は、航空機移動区域（滑走路等）の摩擦係数を測定する車両であり、ボルボ社製の車両にSARSYS社（現ASFT社。本社スウェーデン。）の測定装置が組み込まれている。</p> <p>点検整備の対象は、測定装置部分であるが、測定輪の調整など装置部分等の点検・修繕には、特殊な技術及び専門的な知識が必要とされる。</p> <p>日本国内において当該装置の点検整備を請け負うことができるのは、旧SARSYS社の日本の唯一の代理店であり、装置の点検において、メーカーの専門講習を受講しており、構造及び点検修理方法を熟知しているとともに技術指導を受けることができる株式会社サーシスジャパンのみである。</p> <p>このことから、「契約の目的物が代替性のないものであるとき」に該当することから随意契約を行うものである。</p> <p>[契約方法の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節関係1(2) 	